

**母子健康手帳の休日窓口**

こども健康課 ☎829-1255

10月24日(土)午前9時～正午  
所 ども健康課

**親子の心の相談**

子育て支援課 ☎829-1270

お子さんへのかかり方で悩んでいる保護者の相談に、専門の医師が応じます。相談無料。日精神科：10月14日(水)午前10時～正午／小児科：10月21日(水)午後2時～5時 所 子育て支援課 申事前電話で。

**あつまれ！はじめてママ**

子育て支援課 ☎829-1270

	実施日	場所	締切
①	10/22(木)・30(金) 11/6(金)・12(木)	江平地区ふれあいセンター	10/15(木)
②	11/9(月)・16(月) ・24(火)・30(月)	上長崎地区子育て支援センター もりのクレヨン	11/2(月)

※時間は①13:00～15:00、②10:00～12:00

参加できるかた 定各14組 費777円 申はがきに、住所・保護者氏名・子どもの名前(ふりがな)・生年月日・電話番号、場所を書いて、長崎市子育て支

援課 ☎8550-8685 桜町2-22へ。電話か枚(829-1275)でも可。

**ツイズひろば**

こども健康課 ☎829-1255

親子で参加して、楽しくおしゃべりしながら友だち作りしませんか。妊婦さんも大歓迎！参加無料。対平成24年4月以降に生まれた双子・三つ子をお持ちか、現在妊娠中のかた 日11月12日(木)午前10時～11時30分 所 役所別館地下1階機能回復訓練室 申11月11日(水)までに電話で。

**むし歯予防教室**

口腔保健支援センター ☎829-1436

対生後7カ月～1歳4カ月未満のお子さんと保護者 日11月19日(木)午前10時～11時30分 所 江平地区ふれあいセンター 定20組程度(抽選) 内むし歯予防のお話とお口のお手入れの仕方(実習) 費無料 持母子健康手帳 申11月16日(月)までに電話で。

**市立幼稚園の園児募集**

幼児課 ☎829-1142

対象年齢など詳しくはお尋ねください。所①長崎幼稚園(魚の町)②高島幼稚園(高島町) 申10月15日(木)から幼稚園で配布の願書を各園へ提出。申(期間)11月16日(月)～20日(金) 他(入園説明会)①長崎幼稚園10月22日(木)午前10時～11時②高島幼稚園 来年1月15日(金)午後1時30分～2時30分

**乳幼児インフルエンザ 予防接種費用の助成**

こども健康課 ☎829-1255

10月1日から、自己負担額が1回につき1750円で予防接種が受けられます(一人2回接種)。対市内に住民票がある生後6カ月～小学校就学前のお子さん 期来年2月29日(月)まで 所市内の医療機関(諫早市、西海市、長与町、時津町の一部の医療機関でも接種可) 申直接医療機関にお申し込みを。他次のいずれかの証明書を持参のかたは接種無料。生活保護受給証、世帯主の市・県民税非課税証明書の写し。

**親子力アップ講座**

効果的なほめ方

子育て支援課 ☎829-1270

子どものしつけについて悩んでいるかた向けの講座。しつけのスキルを磨きませんか！受講無料。対市内にお住まいで3歳～16歳のお子さんを持つかた 日11月24日(火)、12月8日(火)・21日(月)、1月12日(火)・25日(月)、2月9日(火)・22日(月)の午前10時～正午 所中央公民館 定6人(抽選) 申はがきに、住所・保護者氏名・電話番号・しつけで困っていることを書いて、長崎市子育て支援課 ☎8550-8685 桜町2-22へ。電話か枚(829-1275)でも可。※託児希望のかたは、申し込み時に申し出を。申(期限)11月10日(火)

**今月の講座・教室**

・申し込みは期限までに電話で。  
・申し込み多数の場合は抽選。  
・当日は母子健康手帳を持参。

こども健康課 ☎829-1255

講座名	対象	期日	時間	場所	申込期限	その他
両親学級	第1子で妊娠9カ月(35週)までの夫婦15組	10/24(土)	9:30～11:30	こども健康課	10/16(金)	栄養指導、妊婦体験、赤ちゃんの育て方
妊婦のための栄養料理教室	妊娠中のかたや「奥さんのために料理してあげたい！」というパパ15人	11/12(木)	13:00～15:30	市民会館	11/10(火)	参加費400円。エプロン、三角巾持参
離乳食教室	生後4カ月～9カ月未満のお子さんを持つ保護者15人	10/18(日)	13:00～15:00	上長崎地区ふれあいセンター	10/13(火)	参加費400円。エプロン、三角巾持参
離乳食&幼児食教室	生後9カ月～2歳未満のお子さんを持つ保護者15人	11/5(木)	13:00～15:00	上長崎地区ふれあいセンター	10/29(木)	参加費400円。エプロン、三角巾持参

# 平成28年度の認定こども園・保育所などの 利用手続きのお知らせ

あじさいコール(☎822-8888) 幼児課(☎829-1142)

## 認定こども園や保育所などを利用するには？

お子さんの年齢や保育の必要性に応じ、市から「認定」を受ける必要があります。  
認定には区分（1号・2号・3号）があり利用できる施設も異なります。詳しくはお尋ねください。

保育の必要な事由（2号・3号認定を受けて利用する場合）

- ①就労 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・負傷・障害 ④親族の介護・看護
- ⑤虐待、DV ⑥災害復旧 ⑦求職活動 ⑧就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- ⑨育児休業をする際に、すでに保育利用中の子どもを引き続き保育することが必要であると認められること

## 利用手続きの流れ

平成28年4月から幼稚園・保育所・認定こども園の利用を希望するかたは、次のような手続きが必要です。

※平成28年1月までに保育の利用を希望するかたは利用希望月の前月15日までに、平成28年2月、3月に保育の利用を希望するかたは12月28日（月）までに、利用希望の申込書などを市に提出してください。



### 1号認定（満3歳以上）

幼稚園・認定こども園を希望の場合

- ①希望する園に利用希望の申し込みをします。（11月～）
- ②園から入園の内定が通知されます。  
※定員超過の場合は選考
- ③園に認定申請書を提出します。
- ④市から園を通じ認定証が交付されます。  
（12月ごろ～）
- ⑤園で入園手続きを行ってください。  
（12～3月）

※新制度へ移行しない幼稚園は、③④は不要

### 2号・3号認定

保育所・認定こども園を希望の場合

- ①市（幼児課、行政センター、支所）に「保育の必要性」の認定申請と保育施設の利用希望の申し込みをします。  
（12月1日～28日）
- ②利用者の希望、定員の空き状況などに応じ、保育の必要性の程度をふまえて、市が利用調整します。  
（2月ごろ）
- ③市から認定証が交付され、利用施設が決まります。（2月ごろ）
- ④施設で入園手続きを行ってください。  
（2～3月ごろ）

## 長崎幼稚園は認定こども園（幼保連携型）へ移行します

市中心部の保育ニーズに対応するため、平成29年4月1日に認定こども園に移行する予定となっています。移行に伴って、夏休み期間を中心に約4カ月間の園舎改修工事を行う予定ですのでご協力をお願いします。

※平成28年度の園児募集は、20ページをご覧ください。